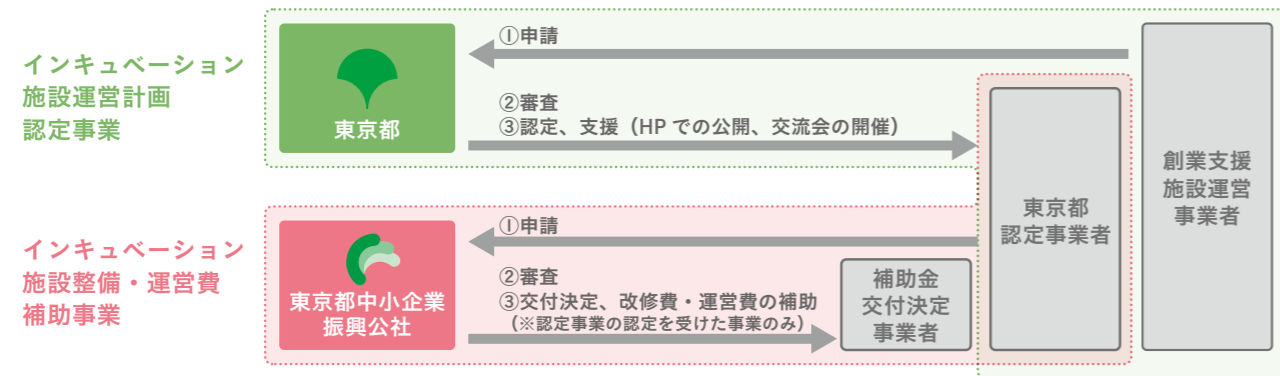


1 事業の概要

■東京都が実施する「**インキュベーション施設運営計画認定事業**」は、民間事業者等による創業支援の取組を後押しするため、創業支援施設の運営に係る事業計画のうち一定の基準を満たしたものを認定し、施設の紹介等を行います。

(注) 認定を受けた事業者(施設)の運営行為を、東京都が保証したり、責任を負うものではありません。

■東京都中小企業振興公社(以下、公社)が実施する「**インキュベーション施設整備・運営費補助事業**」は、都が認定した事業のうち優れた取組に対して、施設運営のレベルアップに必要な整備・改修及び運営に係る経費の一部の補助を行います。



2 事業認定取得の主なメリット

■東京都HPで紹介

東京都HPの「東京都創業NET」で認定施設を紹介します。

■交流会への参加

認定事業者等の交流会(勉強会)に参加できます。

■補助金の申請

公社の「インキュベーション施設整備・運営費補助金」の申請ができます。

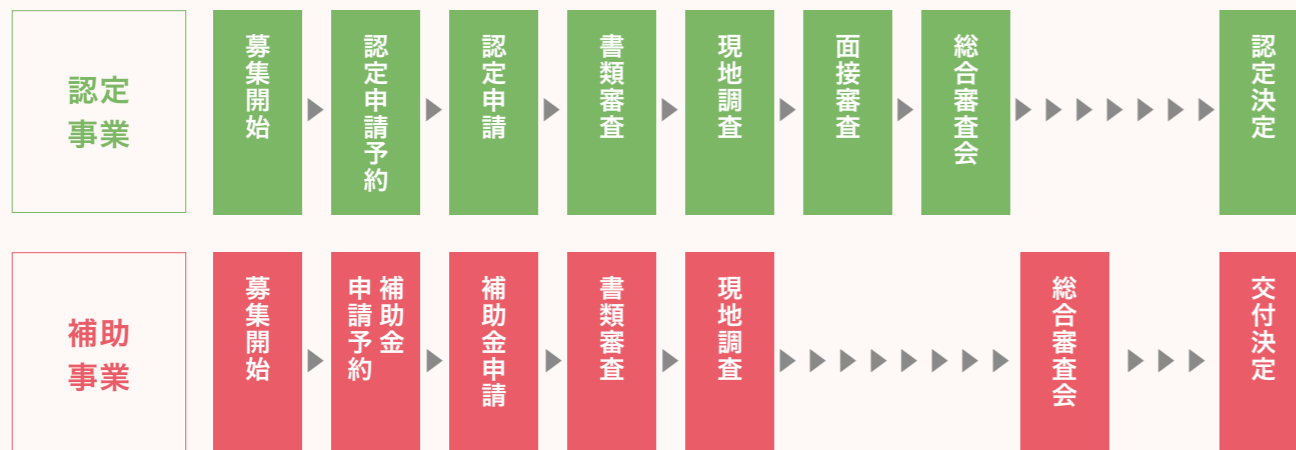
■創業助成金の申請

認定を受けた施設に一定期間入居した方は、公社の「創業助成金」の申請ができます。

3 審査の流れ

認定事業及び補助事業は、申請後、同時並行で審査を実施します。

※認定を受けることができなかった場合、公社の補助金が交付決定されることはありません。



4 事業内容

■インキュベーション施設運営計画認定事業

申請資格

- ① 会社、区市町村、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、大学、地方銀行、信用金庫、信用組合、特定非営利活動法人
- ② 都内にインキュベーション施設を有する、または有する予定であること
- ③ 申請時点において、過去1年以上、創業支援の実績を有すること
- ④ 創業支援に係る継続的かつ具体的な運営計画を有すること

必須要件 (書類審査内容)

施設面

- ・ 個別の貸事務室として供する部屋面積の合計が50㎡以上有すること。ただし、個別の貸事務室1室当たりの面積は概ね5㎡以上とし、概ね10㎡以上の個別の貸事務室を1室以上確保すること(※女性向け施設の場合、個別の貸事務室が無くても可)
- ・ 創業前又は創業5年未満の入居者が常時入居することを前提としていること
- ・ 関係法令を遵守した施設であること

運営面

- ・ 申請者に創業支援の実績が1年以上あること※
- ※ 直近1年間で、広く不特定多数の起業予定者等に対する創業支援実績であり、特定の事業に限定した支援や連携・協力事業者等への支援は創業支援実績には含みません。
- ・ IMの配置が具体的に計画されていること
- ・ 暴力団関係者の入居を排除していること

認定対象期間

認定決定通知の日から8年を経過した日の属する年度の末日まで

■インキュベーション施設整備・運営費補助事業

申請資格

「インキュベーション施設運営計画認定事業」に認定された事業のうち、優れた取組を行う事業者。ただし、大企業(みなし大企業を含む)は除く。

補助対象期間

整備・改修費：交付決定日から最長2年
 運営費：整備・改修費の補助対象期間終了日の翌日から1年以上最長2年
 ※整備・改修費及び運営費に係る補助対象期間を通算して最長3年を上限とします。
 ※運営費のみの場合は、交付決定日から最長2年

補助限度額

整備・改修費：5,000万円(区市町村の場合：4,000万円)
 運営費：1年ごとに2,000万円(区市町村の場合：1,500万円)

補助率

3分の2以内(区市町村の場合：2分の1以内)

補助対象経費

整備・改修費

工事費	施設の整備・改修に係る工事費等
施工監理費	施設の整備・改修に係る施工監理費等
建物・施設取得費	建物・建物付属設備の購入に係る経費等
賃借料	工事期間中に発生する不動産賃料等
備品費	施設の運営に必要なオフィス家具・用品等
広告費	施設を広報する上で必要な経費等

運営費

人件費	IM・スタッフ等に対する給与・賃金等
備品費	施設の運営に必要なオフィス家具・用品等
建物管理委託費	施設の管理に当たり必要な外部委託費用等賃借料
広告費	施設を広報する上で必要な経費等
専門家報酬	入居者向けに行うセミナー等の外部講師費用等
賃借料	リース・レンタルに係る経費等